

パート・正社員の待遇差 「見直しせず」は36%

厚労省調査

厚生労働省は25日、パートタイムや有期雇用の労働者の待遇について調査した結果を発表した。正社員との間で「不合理な待遇差の禁止」が法律に定められたことを受け、待遇差の「見直しを行った」とした企業は28・5%だった。一方で「見直しは特にしていない」は36・0%で十分な対応がされていない実態も浮かんできた。

昨秋実施し、回答した企業は約9千社。正社員とパート従業員らを雇用している企業（75・4%）に「同一労働同一賃金」への取り組み促進のため2021年に全面施行されたパートタ

タイム・有期雇用労働法への対応を聞いた。「待遇差はない」は28・2%だった。

「見直した」と答えた企業の内訳では、「基本給」が45・1%で最多。「扶養手当」（6・1%）や「退職金」（3・1%）は少なかった。

一方で、パート・有期の労働者個人への調査（約1万3千人回答）では、業務内容や責任が同程度の正社員がいる人（21・1%）のうち、そうした正社員と比べて「賃金水準は低く、納得していない」との回答は45・0%だった。前回調査では対象者が異なるものの、34・0%だった。

（橋本拓樹）